

議案第42号

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する
条例の制定について

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成29年6月8日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

入所判定委員会の構成員について、地域包括支援センター業務の委
託に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例の一部を改正する
条例

西脇市老人ホーム入所判定委員会条例（平成26年西脇市条例第5号）
の一部を次のように改正する。

第3条中「5人」を「7人」に改める。

第4条第4号を次のように改める。

(4) 地域包括支援センターの長

第4条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 関係行政機関の職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の西脇市老人ホーム入所判定委員会条例第4条第4号及び第5号の規定に基づき、最初に選任される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。